（前のページより続き）

○無線局免許手続規則の規定により、簡易な免許手続を行なうことのできる無線局を定める件の一部を改正する件（同二四六）　二五三

○無線設備規則第三十六条の三第一項の規定により郵政大臣が別に告示する場合を定める件の一部を改正する件（同二四七）

○電波法施行規則の規定により許可を要しない工事設計の軽微な事項を定める等の件の一部を改正する件（同二四八）

○無線設備規則の規定に基づき、同規則第十四条第一項の規定を適用することが困難又は不合理であるテレビジョン多重放送を行う放送局の送信設備等を定める件の一部を改正する件（同二四九）

○無線従事者の資格を要しない簡易な操作を定める件の一部を改正する件（同二五〇）

○外国において電波法第四十条第一項第五号に掲げる資格に相当する資格、当該資格により行うことのできる無線設備の操作の範囲及び当該資格によりアマチュア局の無線設備の操作を行おうとする場合の条件を定める件の一部を改正する件（同二五一）

○電波法施行規則第五十二条の二の規定により、電磁的方法により記録し、提出することができる書類等並びにその記録及び提出の方法を定める件の一部を改正する件（同二五二）

○放送法施行規則第十七条の十九第三項第四号の規定に基づき、総務大臣が別に告示するときを定める等の件の一部を改正する件（同二五三）　二五三

○高度テレビジョン放送施設整備事業の実施に関する基本的な指針の一部を変更する件（同二五四）　二五三

○電波法第六条第七項の規定に基づき、同項各号の無線局が使用する周波数を定める件の一部を改正する件（同二五五）

○無線局免許手続規則第二条第五項の規定に基づき希望する周波数の一ごとに免許の申請をすることを要しない放送局を定める件の一部を改正する件（同二五六）

○無線設備規則第三十七条の四第二項に基づき標準テレビジョン放送を行う放送局の送信設備の条件を定める件の一部を改正する件（同二五七）

○特性試験の試験方法を定める件の一部を改正する件（同二五八）

○放送受信者等の個人情報の保護に関する指針を定める件の一部を改正する件（同二五九）

○無線局免許申請書等に添付する無線局事項書及び工事設計書の各欄に記載するためのコード表（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）を定める件の一部を改正する件（同二六〇）　二五四

○無線局免許申請書等に添付する無線局事項書の無線局の目的コードの欄及び通信事項コードの欄に記載するためのコード表を定める件の一部を改正する件（同二六一）

○放送局の事業計画のうち特に公表することが適当であるとして総務大臣が告示する事項を定めた件の一部を改正する件（同二六二）　二五五

○宇宙無線通信を行う無線局（インマルサット船舶地球局、インマルサット携帯移動地球局及び航空機地球局（一、六二六・二MHzを超え一、六六〇・五MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）を除く。）の送信設備のスプリアス発射又は不要発射の強度の許容値を定める件の一部を改正する件（同二六三）　二五六

○極微小電力でテレビジョン放送を行う放送局の送信設備及びその技術的条件を定める件の一部を改正する件（同二六四）

○重要通信を行う機関を指定する件の一部を改正する件（同二六五）

○二〇七・五MHz以上二二二MHz以下の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針の一部を変更する件（同二六六）

○特定基地局の開設に関する計画の認定を定める件の一部を改正する件（同二六七）

○電波法第二十四条の八第一項の規定により立入検査をする職員の身分を示す証明書を定める件（同二六八）

○無線局検査職員が携帯しなければならない証明書を定める件（同二六九）

○放送法施行規則第六十四条の申請書及び同規則第六十五条第一項の事業計画書の記載事項のうち、特に公表することが適当である事項を定める件（同二七〇）

○放送法施行規則第八十六条第一項の規定に基づく認定基幹放送事業者（協会及び学園を除く。）の事業計画書の変更の届出に関する事項を定める件（同二七一）　二五七

○放送法施行規則第百七十条第一項の規定に基づく登録一般放送事業者の事業計画書の変更の届出に関する事項を定める件（同二七二）　二五七

○放送法施行規則第二百十四条第一項第六号の規定に基づく総務大臣が別に告示する有線一般放送を定める件（同二七三）

○電磁的方法により作成し、及び提出することができる書類並びにその作成及び提出の方法を定める件（同二七四）　二五八

○コミュニティ放送を行う地上基幹放送局について同時に有効期限が満了するよう総務大臣が別に告示で定める日を定める件（同二七五）

○電波法施行規則第四十三条の三第一項の規定に基づく基幹放送局の事業計画の変更の届出に関する事項を定める件（同二七六）　二六〇

○登録検査等事業者等規則第十五条第十一号の規定に基づき人の生命又は身体の安全の確保のためその適正な運用の確保が必要な無線局であって総務大臣が別に告示する無線局を定める件（同二七七）

○登録検査等事業者等規則第十七条及び別表第五号第三の三⑵の規定に基づく登録検査等事業者等が行う検査の実施方法等及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件（同二七八）

○登録検査等事業者等規則第二十条及び別表第七号第三の三⑵の規定に基づく登録検査等事業者等が行う点検の実施方法等及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件（同二七九）　二七一